



申12号「電気部門の変革2022」に関する申し入れ（第2回交渉）

第14項 TEMSに検査業務を移管した際の、検査計画の作成、承認、検査実施、修繕計画の立案、承認、修繕実施、完了確認までのフローを作成すること。

- ・検査業務で見たときに、変更となるのは検査計画に基づいて作成する検査実施計画の作成がTEMSになり、その承認は管理メセで行うという点だ。
- ・設備管理システム入力は、電力では通常の外注検査と同じになる。信通では主任確認に相当する部分までTEMSで行う。
- ・業務の流れなどを解りやすく説明できるようにしていく。

第15項 TEMSフロパーによる施工能力を強化して、移管したエリアにおける検査業務、設備故障の初動対応、自然災害や要人対応の警備等はTEMSが行える体制を構築すること。

- ・TEMSに移管したエリアに関しては、TEMSで対応出来る体制であることが重要だ。**認識一致！**
- ・異常時対応でもTEMSが対応出来る内容であれば、TEMSが第2陣を出すなどしていくことになる。その際、TEMSの拠点の関係で足ロスが発生する可能性は折り込んだ体制となる。
- ・異常時においても、TEMSへの連絡は技セから行うことが基本である。コンプライアンス上の問題とならない連絡体制としていく。

第16項 管理範囲が拡大するメンテナンスセンターは、基本的に増員すること。また、直轄の検査エリアは広げないこと。

- ・管理範囲が拡大する箇所は業務が増えることになる。業務運営に必要な要員は確保する。
- ・最後は任用の基準となるが、拡大エリアを熟知した人を配置することなど、メセを運営できる体制を構築していく。
- ・メンテナンスセンターの保守エリアの変更はしない。**確認！**

第17項 今施策において新たに発生する出向については、「検査業務」をTEMSに習得させることを目的とすること。また、本体に復帰する際は、元職場もしくは元支社管内を基本とし、本人の希望を面談によって把握し尊重すること。

- ・設備21体制の保線の機械グループの時と同様に行っていく。
- ・施策を成功させるための出向である。
- ・本人の希望を把握していく手段を、面談だけに限るものではない。本人の意思を明確する場合は確保していく。「こんなつもりではなかった」という社員が出ないようにしていく。

第18項 検査業務の指導を目的とした出向と、TEMSにおける検査業務を担うフロパー社員の育成は、2022年度で終了すること。

- ・出向が続けばJR本体の体制に影響があることから、いつまでも続いていくとはならない。
- ・2022年度までに施策が定着することに関して強い意志があることを確認。
- ・変化点(TEMSへの移管)における出向であるので、その目的(業務支援、指導)については、施策が定着すれば目的を果たしたことになる。**認識一致せず！**
- ・目的が終了した時点で即座に出向を終えるという確認には至らず。
- ・出向期間については**労働条件に関する協約に則り取り扱うことを確認！**

労働条件に関する協約
第4編 出向 第206条2項
出向期間は、原則として3年以内とする。

労働協約はJR東労組組合員に適用になります！

第19項 直轄が検査、管理を行う箇所を、各系統ごとに各支社に残すこと。

- ・設備21体制と見直し議論を経て、直轄検査の重要性は議論してきており、その認識は今回の施策においても変わらない。直轄の保守エリアは残す。
- ・未来永劫と約束できるものではないが、当面してこれまでの認識を変える考えはない。

第20項 施策実施に向けて、テポの配置や要員体制、メンテナンスセンターの配置等については、各交渉単位において詳細な議論を行うこと。

- ・テポの位置、規模、各メセの配置、要員等の細部は地方において議論する。
- ・地理的な特情に基づいて実施してきた内容もあることを踏まえて議論をする。

～その2へ続く～